

基 発 0428 第 15 号
令和 8 年 4 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項
について」の一部改正について

事業者から保険者への定期健康診断等の情報の提供については、従来、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）において、特定健康診査の対象となっている 40～74 歳の労働者について、保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないこととされており、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知。以下「協力依頼通知」という。）別紙において、労働者の定期健康診断等の結果を保険者に提供する上で事業者が取り組むべき事項を整理し、示しているところである。

今般、「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号）等を踏まえ、協力依頼通知別紙を別紙のとおり改正し、関係団体に対し、別添のとおり依頼を行ったので、関係団体、事業者等から問合せがあった場合は、適切な対応方お願いする。